

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存じですか？

～部落差別は許されないものであるという認識のもと、一人ひとり  
の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。～



## 部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別をうけている人たちがいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別問題といいます。

## 部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で較差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

### 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください）

大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイト「こころちゃんのへや」  
<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>

大分県 こころちゃん



大分県人権啓発イメージキャラクター  
こころちゃん

～差別のない社会づくりのために～

## 私たちにできること

### 関心をもって正しく知ること

部落差別の問題を「やっかいだ」、「難しい問題」、「自分とは関係ない問題」と避けることは、その解決を遠ざけます。また、「寝た子をおこすな」「そのうち無くなる」とする考え方は、差別意識を温存し、差別を容認することにつながります。さらに、この問題をよく知らない人がインターネットの差別的書き込みを見ると、偏見や差別意識を持ってしまう恐れがあります。



ある大学生が記した体験談です。

私の姉は婚約者の母親から出身地を聞かれました。その後、姉は部落出身者だという理由で母親や親戚から反対された婚約者は結婚の意思をなくし、姉たちの交際は終わりました。

私は、交際して2年になる彼氏に自分が部落出身者であることを告白する決意をしました。言ってしまったら、姉のように2人の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しみのあまり涙が出てきました。私は泣きながらゆっくりと話しました。彼は黙って私の話を聞き、私が話し終わると「話してくれてありがとう。でも、本当は知っていたんだよ」と言いました。

2人の交際が始まった頃、彼の両親は「これから彼女と付き合っていく中で、彼女が住んでいる土地が被差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い、差別意識を持った人間にだけは育てて欲しくない」と思い、彼に話したのだそうです。私はそれを聞いて今度は嬉しくて涙があふれました。彼の両親には本当に感謝しました。




差別は繰り返されます。親から子へ受け継がれてしまうのです。だからこそ、私は将来、自分の子どもが生まれたら、しっかりと教育したいと思います。もっともっと人権・部落問題についてきちんと教育を受けた人たちが増えれば、部落問題はなくせると思います。

(大分県人権教育研究大会資料から抜粋)

部落差別は、特に結婚や就職といった人生の大切な場面で現れています。「私には関係ない」と無関心にならず、出会うかもしれないこと、自分の意識が問われる問題として、一人ひとりが正しく理解して判断し、子どもたちにも伝えていくことが大切です。

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110番  
子どもの人権 110番  
女性の人権ホットライン

 0570-003-110  
 0120-007-110  
 0570-070-810



大分県生活環境部  
人権尊重・部落差別解消推進課  
TEL (097) 506-3172

大分県教育庁  
人権教育・部落差別解消推進課  
TEL (097) 506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会  
(事務局 人権尊重・部落差別解消推進課内)  
TEL (097) 506-3177